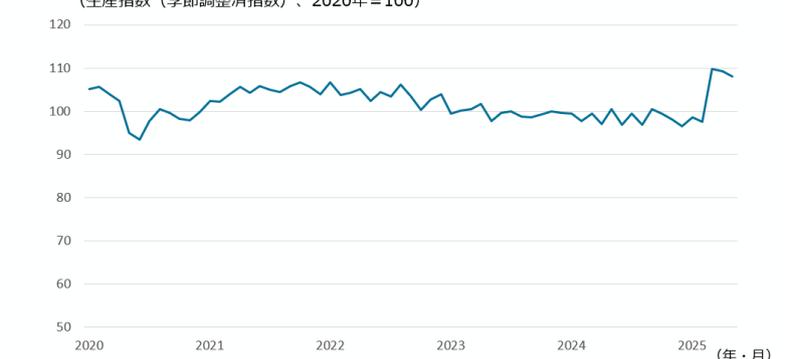


租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	軽油引取税の課税免除(石油化学製品)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 軽油引取税:外
		② 上記以外の税目 —
3	内容	《制度の概要》 石油化学製品の製造者が、保税地域から引き取った軽油を原料として石油化学製品を製造した場合、その原料に供した軽油につき、1kl 当たり 32,100 円を課税免除する措置。
		《関係条項》 ・地方税法第 144 条の 6
4	担当部局	経済産業省製造産業局素材産業課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年度～令和 6 年度
6	創設年度及び改正経緯	昭和 25 年度 創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化を図る。  《政策目的の根拠》 石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることから、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。 仮に課税されることになれば、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も負担増により圧迫することになる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標 石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力維持・強化を図る。

		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本措置により、石油化学製品の原料用途の軽油について軽油引取税が免除されることで、課税環境の国際的なイコールフットイングが図られ、我が国製造業の国際競争力が確保される。												
9	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 出典:石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本火薬工業会調べ。</p>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	適用件数	14	14	14	13	12
		年度 区分	令和 2	3	4	5	6								
		適用件数	14	14	14	13	12								
		② 適用額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>318</td> <td>414</td> <td>424</td> <td>421</td> <td>396</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 出典:石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本火薬工業会調べ。石油製品価格調査(資源エネルギー庁) (注)石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本火薬工業会調べによる適用数量(kl)に軽油価格を乗じて計算。</p>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	適用額	318	414	424	421	396
年度 区分	令和 2	3	4	5	6										
適用額	318	414	424	421	396										
③ 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油引取税</td> <td>88</td> <td>94</td> <td>91</td> <td>88</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 出典:石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本火薬工業会調べ。 (注)石油化学工業協会、潤滑油協会、印刷インキ工業会、日本火薬工業会調べによる適用数量(kl)に税額(32,100円/kl)を乗じて計算。</p>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	軽油引取税	88	94	91	88	81		
年度 区分	令和 2	3	4	5	6										
軽油引取税	88	94	91	88	81										
④ 効果	<p>《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》</p> <p>軽油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になり、1万9千社、85万人を抱える石油化学産業の基礎となる。</p> <p>本措置により、石油化学製品の原料用途の軽油について軽油引取税が免税されることで、課税環境の国際的なイコールフットイングが図られ、我が国製造業の国際競争力が確保されている。</p>														

		<p><b>化学工業 生産の推移</b>  <small>(生産指数(季節調整済指数)、2020年=100)</small></p>  <p>【経済産業省「鉱工業生産指数」】</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》  石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされている、本措置により1kl当たり32,100円の課税が免税されることで、国際的なイコールフットینگが図られるとともに、我が国製造業の国際競争力が確保されている。</p> <p>《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》  —</p>
	<p>⑤ 税込減を是認する理由等</p>	<p>石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることから、本措置により、課税環境の国際的なイコールフットینگを確保することが必要である。</p> <p>軽油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になり、1万9千社、85万人を抱える石油化学産業の基礎となる。</p> <p>仮に課税されることになれば、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も負担増により圧迫することになる。</p>
<p>10 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難であることから、税制により措置することが妥当。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油化学製品の製造用に消費される揮発油に係る揮発油税の免税措置</li> <li>・移出または引取りに係る揮発油等の揮発油税の特定用途免税措置</li> <li>・石油化学製品の製造用に輸入される石油化学製品(揮発油・軽油・灯油等)に係る石油石炭税の免税措置</li> <li>・石油化学製品の原料用に使用される国産の揮発油・軽油・灯油に係る石油石炭税の還付措置</li> <li>・石油化学製品の製造用の揮発油・軽油・灯油に係る輸入関税の無税</li> </ul>

			<p>措置</p> <p>石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象に応じて措置が講じられている。このうち本措置は、石油化学製品の原料用途の軽油について、軽油引取税を免除するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>石油化学製品の原料用途の軽油について、諸外国において非課税とされていることから、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。</p> <p>軽油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になり、1万9千社、85万人を抱える石油化学産業の基礎となる。</p> <p>仮に課税されることになれば、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も負担増により圧迫することにより、地域経済に影響を与える。</p> <p>このため、地方公共団体が協力する相当性を有している。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>評価結果を踏まえ、本措置により、国際的なイコールフットイングが図られ、我が国製造業の国際競争力が確保されており、引き続き、本措置を継続していく。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月